

佐渡市福祉有償運送対象者審査会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐渡市福祉有償運送指針の2に規定する対象者（以下「対象者」という。）を適正に選定するために佐渡市福祉有償運送対象者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 審査会は、次に掲げる市専門職員等（8人以内）で構成する。

- (1) 精神保健福祉士
- (2) 保健師
- (3) 社会福祉士
- (4) 障害支援区分認定調査員
- (5) 介護保険認定調査員
- (6) 佐渡市福祉有償運送運営協議会事務局職員

2 審査会の会長は、互選により決定する。

(選定方法)

第3条 選定は、対象者基準に定める「利用会員登録書」及び「対象者選定細部項目」により行うこととし、原則として、審査会会員の合意が得られた場合に承認する。

(審査会の開催)

第4条 審査会の開催は、佐渡市高齢福祉課長が召集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、佐渡市高齢福祉課高齢福祉係において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月29日から施行する。